

市町村における認定農業者に対する支援措置(令和7年度)

支援分野: 1. 経営の安定を図るための支援 2. 経営規模拡大のための支援措置 3. 生産基盤・機械・施設整備の支援 4. 税制制度 5. その他

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福島市	スマート農業実装支援事業	市内に住所のある下記の農業者・法人 ア)認定農業者、認定新規就農者、農家3戸以上で構成する団体:補助率1/2、上限100万円 イ)上記以外の販売農業者:補助率1/3、上限50万円	スマート農機具導入に係る経費の一部を補助する	令和7年4月中旬～	予算の範囲内	農業企画課 024-525-3726	3
	農業経営安定化支援事業	当年産農産物を補償の対象とする収入保険及び果樹共済に加入した認定農業者。	支援対象者が納めた収入保険の保険料及び果樹共済掛け金の10%を助成する。	制限なし	制限なし	農業振興課 024-525-7720	4
伊達市	農業機械等購入補助事業	認定農業者ほか	本体価格50万円以上の農業機械・施設を対象に、必要経費の一部を補助する 従来型農業機械:本体価格(税抜)の30パーセント以内。50万円上限。 スマート農業推進枠:本体価格(税抜)の50パーセント以内。125万円上限。	令和7年4月1日～4月30日	予算の範囲内	農政課 024-573-5635	3
	青色申告支援事業	認定農業者	青色申告への取り掛かり始めとして、JA記帳代行サービス経費の初年度分を支援	通年	予算の範囲内	農政課 024-573-5635	1
	農業保険助成事業	認定農業者	収入保険料の10%補助 果樹共済保険料の15%補助(5万円上限)	通年	予算の範囲内	農政課 024-573-5635	1
	大型特殊免許取得補助事業	認定農業者	大型特殊免許取得費用の補助 費用の50%(5万円上限)	通年	予算の範囲内	農政課 024-573-5635	5
桑折町	果樹共済加入促進事業	認定農業者及び一般農家	認定農業者においては、掛金の20%助成する。 ※一般農家は10%助成	通年	予算の範囲内	産業振興課 024-582-2126	1
	農業者青色申告支援事業	認定農業者及び一般農家	青色申告に初めて取り組む認定農業者に対し、経費の一部として「@35,000円」を補助する。 ※一般農家は「@15,000円」	通年	予算の範囲内	産業振興課 024-582-2126	1
国見町	青色申告支援事業	認定農業者他	収入保険加入要件の青色申告への取り掛かり始めとして、JA記帳代行サービス経費の初年度分を支援	令和7年4月	4	産業振興課 024-585-2986	1
	認定農業者等免許取得支援事業	認定農業者他	大型特殊免許、けん引免許取得費用補助	令和7年4月	15	産業振興課 024-585-2986	5
	農業機械導入支援事業	認定農業者他	国、県の補助事業に該当しない農業機械導入への補助	令和7年4月	6	産業振興課 024-585-2986	3
	農地渇水・高温対策事業	認定農業者他	井戸掘削、自動灌水装置等の導入費用支援	令和7年4月	2	産業振興課 024-585-2986	3
二本松市	二本松市認定農業者育成事業	農業生産団体、農業法人及び集落営農組織	機械や施設を整備する経費について補助・・・補助対象事業費の10分の2以内 ※補助対象経費の限度額は農業生産団体等は800万円、集落営農組織は1,200万円 ※国庫、県費補助等を活用して事業を実施する場合は各々の補助金の合計額が事業費の10分の4に満たないものについて10分の4に達するまでの額を限度に補助	通年	予算の範囲内	農業振興課 0243-55-5116	3
本宮市	本宮市認定農業者育成事業	本宮市内に住所を有する認定農業者を中心に組織された「農業生産団体」及び「集落営農組織」または経営規模を拡大する認定農業者(個人)	施設や機械等の整備に要する経費の一部を補助する。 補助率:組織に新規就農者を含む場合は3/10以内、その他1/4以内 補助対象事業費:下限額:100万円 上限額:集落営農組織:1,200万円 その他:800万円	通年	予算の範囲内	産業部 農政課 0243-24-5385	3
大玉村	農業機械等共同利用整備事業	経営規模がおおむね5ha以上の農業生産団体 ※農業生産団体とは農業者が2名以上の団体をいう。 ※補助限度額は次のとおり ①農業生産団体:300万円 ②認定農業者を含む農業生産団体:500万円 ③認定農業者のみの農業生産団体:1,000万円	共同利用による農業機械・施設等の導入に係る費用の一部について補助を行う。(補助率は、1/5または1/4)	通年	随時受付	産業課 0243-24-8107	3
	鳥獣被害防止柵導入事業	村内に土地を有する者等	鳥獣被害を防止するための侵入防止柵の導入に係る費用について補助(補助率1/2)を行う。 ※補助限度額は次のとおり ①単独の申請であり、農地以外:5万円 ②単独の申請であり、農地:10万円 ③共同(2名以上)の申請であり農地:なし	通年	予算の範囲内	産業課 0243-24-8107	3

郡山市	郡山市農業経営改善モデル経営体育成事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等	税理士、公認会計士等による経営改善アドバイス(各種相談対応、記帳支援、経営分析、次年度計画作成等) ・費用 無料 ・回数 3回程度(希望者宅に訪問)	令和7年6月～令和7年11月	予算範囲内		5
	郡山市産地担い手育成支援事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等	ご自身が選んで参加する実践研修、研修会への出席、視察等の費用を補助 ・補助額:対象経費の2分の1以内 ※上限額 技術研修:5万円、視察研修:1万円 ・要事前申請 ※R7からはオンライン研修も可	令和7年6月～令和7年12月	予算の範囲内		5
	郡山市アグリテック普及推進事業	地域計画における農業を担う者に位置付けられている者及び位置付けられることが確実である者、認定農業者又は認定新規就農者を含む3戸以上の農業者で組織する団体	補助対象者が経営コストの削減等を目的としたアグリテック技術の導入等を行う費用を補助 ・補助額:対象経費の10分の3以内 ※上限額 個人:100万円、法人:150万円 ・要事前申請	令和7年6月頃	予算の範囲内	農業政策課 024-924-2201	5
	郡山市新規就農者等マーケットメイキング事業	認定農業者(初回)、認定新規就農者、農業法人等	専門家のアドバイスによる農産物のブランディング(パンフレットのデザイン制作、農産物をPRするウェブサイトの開設・改良等)の支援 ・補助額:対象経費の2分の1以内 ※補助上限額 500千円 ・要事前申請	令和7年8月～令和8年3月	予算の範囲内		1
	農業相談日	-	農業・農地に関する相談・お悩みごとについて、地元の農業委員との相談会 ・主な内容 農地の売買・賃借、農地の転用、遊休農地の活用、新規就農、農業者年金 ・開催場所 郡山市農業委員会事務局、各行政センター(富田、大槻を除く)(※) ・開催日時 毎月1回午前10時～(※) ※詳細は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日表をご確認ください。	随時	-	・農業委員会事務局 024-924-2481 ・各行政センター(富田、大槻を除く) 電話番号は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日表をご確認ください。 https://www.city.koriyama.lg.jp 郡山市ウェブサイトから「農業相談」で検索	5
三春町	三春町農業近代化基盤整備事業	認定農業者	農業用施設、農業生産用機械の購入に対して1/3以内上限40万円の補助。 *中古品においては、耐用年数期間内のもの	通年	予算の範囲内に応じて	産業課 農林グループ 0247-62-2112	1
小野町	夢のある農業者育成推進事業・視察研修等支援補助金	①認定農業者等、②農業者	意欲ある農業者及び農業グループ等が農業分野において知識習得のため、積極的に研修する機会に要する経費に対し補助金を交付する。 対象は町外で行われる研修とし、補助対象経費の2分の1以内(認定農業者及び指定組織等上限5万円、その他の農業者等上限3万円)	通年	①2件	産業振興課 72-6938	5
鏡石町	農業経営規模拡大支援事業	認定農業者、農作業受託組織	水田経営規模を拡大するために必要な農業用機械の導入に係る経費を一部補助する	通年	予算の範囲内	産業課 0248-62-2118	2
天栄村	農業経営規模拡大支援事業	認定農業者	経営規模拡大に伴う農業機械等の購入に係る経費を一部補助する 補助率1/3(上限1,000千円)	通年	予算の範囲内	産業課農地係	2
石川町	石川町農業経営担い手育成支援事業	認定農業者・地域計画担い手	農業機械及び施設の導入に係る経費を一部補助する	令和7年4月1日～令和7年5月9日	予算の範囲内	農政課 0247-26-9126	3
玉川村	担い手づくり支援事業	認定農業者、青年等就農計画認定者、人・農地プラン農業者で経営規模を拡大する者	農業機械導入の支援(50万円以上)。対象となるのは、トラクター・田植機・コンバイン・ロータリー・乾燥機・糞播機・選別機・防除機等。事業費の3/10以内。	通年	16	産業振興課 0247-57-4627	2
	施設園芸振興事業	認定農業者、青年等就農計画認定者、その他村長が認める者	ビニールハウスの新設及びビニール張替え、更新に要する経費の補助。事業費の1/2以内。	通年	4	産業振興課 0247-57-4627	2
	新規就農者確保促進事業	認定農業者、青年等就農計画認定者	農業を営むための初期投資に要する経費の補助。事業費の1/2以内。	通年	2	産業振興課 0247-57-4627	1
浅川町	浅川町農業担い手育成支援事業補助金	認定農業者及び認定新規就農者	農業機械等に係る経費の一部補助	通年	予算の範囲内	農政課 0247-36-1183	2, 3
	新規就農者支援事業補助金	町内に住所を有する18歳以上55歳未満の認定新規就農者又は認定農業者であり、5年以上町内に居住し、町内の農地を耕作することを誓約する者	要件を満たした際に独立自営型就農者は500,000円、親元就農者は300,000円を補助する。(共同型就農の場合は1.5倍とする。)	通年	予算の範囲内	農政課 0247-36-1183	1
	浅川町農地流動化推進助成交付金	認定農業者、認定新規就農者及び認定農業者等に利用権の設定をした農地の所有者	認定農業者及び認定新規就農者へ農地の利用権を設定した場合、認定農業者等及び農地所有者の両者へ助成金を交付する。	通年	予算の範囲内	農政課 0247-36-1183	2, 5
古殿町	農地流動化助成金	農業経営基盤強化促進法により認定農業者又は認定新規就農者に対して農振農用地の利用権設定をした所有者及び借受けた認定農業者等	認定農業者等へ農地を貸付けた設定内容により、農地の所有者及び認定農業者等へ、10aあたり2,500円～20,000円で助成	通年	予算の範囲内	農政課 0247-53-4613	2
	古殿町農業機械等導入支援事業補助金	・認定農業者 ・中心経営体 (経営面積3ha、農業者の組織する団体15ha以上であること)等	農業機械導入補助(中古農業機械等を除く) ●補助率 1/2 補助限度額 500万円		予算の範囲内	農政課 0247-53-4613	3

白河市	農業の未来をつくるスマート農業推進事業補助金	認定農業者、認定新規就農者、3者以上の農業者で構成される団体	スマート農業機械の導入支援 補助率 1/2 補助上限 100万円(事業費500万円未満)、150万円(事業費500万円以上)	別途公表	予算の範囲内	農政課 0248-28-5527	3
	白河市畑作物生産支援事業補助金	認定農業者、認定新規就農者、3者以上の農業者で構成される団体	トマト、キュウリ、ブロッコリー、果樹の生産に係る施設、設備、機械等の整備、修繕、再整備 補助率、1/2、補助上限 100万円	別途公表	予算の範囲内	農政課 0248-28-5527	3
西郷村	未来に受け継ぐ持続可能な農業推進対策事業	認定農業者	農業用機械等購入費用について補助(補助率1/2(30万円限度))	通年	予算の範囲内	産業振興課 0248-25-1116	3
	西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業	認定農業者	スマート農業用機械等購入費用について補助補助率1/2(50万円限度)	通年	予算の範囲内	産業振興課 0248-25-1116	3
泉崎村	認定農業者会 経営改善ステップアップ事業	認定農業者	土分析助成	通年	予算の範囲内	産業経済課 0248-53-2430	1
	認定農業者会 経営改善ステップアップ事業	認定農業者	堆肥利用助成事業	通年	予算の範囲内	産業経済課 0248-53-2430	1
	認定農業者会 経営改善ステップアップ事業	認定農業者	堆肥分析助成事業	令和7年12月	予算の範囲内	産業経済課 0248-53-2430	1
中島村	人材育成事業補助金	認定農業者等	農業研修等における研修に要した費用の一部を補助する	通年	予算の範囲内	企画振興課 0248-52-2113	5
	農業経営収入加入促進事業助成金	認定農業者等	農業経営収入保険に初めて加入する農業者に対して保険料の一部を助成する	通年	予算の範囲内	企画振興課 0248-52-2113	5
矢吹町	矢吹町担い手機械導入事業	認定農業者	過去5年以内に当該補助金を受けていない、町内在住の認定農業者について、農業機械導入に係る経費を一部補助する。補助率は購入金額の1/10とし、上限額は10万円とする。	通年	予算の範囲内	農業振興課 0248-42-2115	3
	矢吹町フロンティア就農者支援金	認定農業者	町内に在住する認定農業者及町内で新規に就農した者について3年間にわたって10万円を交付する。ただし、同一世帯で2名以上の申請がある場合は、年額15万円とする。	通年	予算の範囲内	農業振興課 0248-42-2115	1
棚倉町	棚倉町担い手農家支援対策事業	認定農業者(見込の者を含む)、認定新規就農者等	農機具、農業機械、農業用施設等導入費用の1/3以内(上限50万円)の額を交付	通年	予算の範囲内	産業振興課 0247-33-2113	3
矢祭町	矢祭町農業振興事業(農業機械等導入支援事業)	①新規就農する50歳以上の者 ②認定農業者 ③認定新規就農者	農業用機械、農業施設等の導入に係る経費を一部補助する	1カ月(令和7年4月予定)	予算の範囲内	事業課 産業グループ 0247-46-4576	1.2.3
埴町	農作業省力化支援事業	営農集団、認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農家で構成された農業団体等	農作業の省力化、安全性の向上につながる農業用機械、器具の購入経費の一部を補助する	通年	予算の範囲内	農林推進課 0247-43-2118	3
鮫川村	未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業	認定農業者	新規就農者への支援及び農業設備/機械等の導入に係る一部を補助する	通年	予算の範囲内	農林商工課農林畜産係 0247-49-3113	3
会津若松市	会津若松市農業経営資金利子補給事業	【認定農業者資金】 ・会津若松市の区域内に住所を有していること。 ・認定農業者であること。	民間金融機関の融資に対して利子補給を行う。 ・償還期限 …貸付初年度から7年以内 ・貸付限度額(1経営体あたり) …認定農業者資金:500万円以内 ※青色申告を行っている場合は800万円以内 ・利子補給率 …福島県農業近代化資金の基準金利及び利子補給率	通年	予算の範囲内	農政課 0242-23-9973	1.2.3
	会津若松市スマート農業導入支援事業補助金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・地域計画において将来の農地利用を担う経営体 ・人・農地プランにおける地域の中心経営体	農業経営の改善に取り組む農業者に対して、スマート農業導入費用の一部を助成する。 なお、対象となる機械・設備については、農林水産省が定める「農業新技術 製品・サービス集」に掲載されている機械等に限る。	要相談	予算の範囲内	農政課 0242-23-9973	1、2、3
磐梯町	磐梯町農業経営資金利子補給事業	町内在住の認定農業者及び認定新規就農者 ※原則、認定を受けている期間のみ利子補給の対象となる。	農業経営資金の認定農業者利用貸付限度額1,000万円、認定新規就農者利用貸付限度額300万円に対して、農業近代化資金の基準金利の10/10を年利率として、認定農業者利用10年以上、認定新規就農者5年以内で利子補給を行う。	通年	予算の範囲内	産業振興課農林係 0242-74-1217	1
	磐梯町就農支援事業	町内在住、かつ町内で新たに就農される方 ※認定新規就農者または近く認定農業者を目指す方、もしくは認定農業者で認定後おおむね3年以内の方 ※8年以内に離農又は町外に転出した場合等は要返還	農業経営の初期投資に係る経費の10/10以内の額で、最大300万円の補助を行う。	通年、令和7年度まで実施予定	予算の範囲内		1

猪苗代町	新規就農者住宅賃借料補助事業	新規就農者のうち、先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者	住宅・農作業場等の家賃1月の2分の1以内(25,000円を上限とする)	通年	予算の範囲内	農林課 0242-62-2116	1
	新規就農者農地賃借料補助事業	新規就農者のうち、先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者	農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき設定された賃借権の賃借料の2分の1以内(10a当たり10,000円を上限とする)	通年	予算の範囲内	農林課 0242-62-2116	1
	新規就農者研修補助事業	新規就農者のうち、先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者	1経営体1月50,000円定額	通年	予算の範囲内	農林課 0242-62-2116	1
喜多方市	きたかたの“農”を支える担い手支援事業(収益力強化設備整備支援)	認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた農業を担う者	農業経営の収益力強化に資する取組に必要な農業用機械等の導入を支援。	令和7年4月中旬	予算の範囲内	産業部農業振興課 0241-24-5235	3
	きたかたの“農”を支える担い手支援事業(有機資源等活用促進支援)	認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた農業を担う者、農作業受託組織、集落営農組織及び農業者の組織する団体・法人	地域内で発生する有機資源等の利活用により、農業生産資材の使用低減につながる農業用機械等の導入を支援。	令和7年4月中旬	予算の範囲内	産業部農業振興課 0241-24-5235	3
	きたかたの“農”を支える担い手支援事業(水稲品質向上対策支援)	認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた農業を担う者、農作業受託組織、集落営農組織及び農業者の組織する団体・法人	水稲の品質向上を図るために必要な農業用機械等の導入を支援。	令和7年4月中旬	予算の範囲内	産業部農業振興課 0241-24-5235	3
柳津町	地域農業担い手経営支援事業	認定農業者、認定新規就農者、法人、集落営農組織	経営面積の拡大や売上等の拡大を目指す対象者へ機械購入に係る経費を一部補助する。 個人:2/10以内(上限100万円) 法人:3/10以内(上限500万円) ※GAP取得者は1/10上乘せ	令和7年11月上旬から令和7年12月中旬	予算の範囲内	産業建設課産業建設係 0241-48-5566 http://www.town.mishima.fukushima.jp/	3
三島町	三島町農産事業基金(就農研修支援資金)	新規就農研修体制整備事業による新規就農研修者(三島町の農地等を利用し新規就農希望する65歳までの者)	・就農研修期間中の生活費を支援する。 ・貸付期間は5年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利率は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は月額上限50,000円	随時	人数の定めなし		4
	新規就農研修体制整備事業	新規就農研修者の受入農家(三島町内に住所を有する営農者)	・受入農家への謝礼。 ・新規就農研修者1名につき月額58,000円	随時	予算額以内で制限なし		4
	農業者支援育成事業補助金	認定新規就農者、認定農業者、農業法人、集落営農等	・農業機械、生産資材等への補助。 ・10万円を超えるものに対し、購入費用の1/2以内かつ30万円を上限に補助。	随時	予算額以内で制限なし		4
金山町	金山町農業用機械購入事業補助金	認定農業者(水稲1ha又は畑作物0.5haを経営し、町税等の滞納がない者)等	農業用機械本体及び積装等の購入費補助(補助率2/3以内、認定農業者の補助上限額2,000千円)	通年	予算の範囲内	農林課 0241-54-5321	3
	金山町農業経営支援事業支援金	認定農業者及び認定新規就農者のうち、田の経営農地75a以上を有し、3年以上の利用権設定を行った借り手等	利用権設定で借りた農地面積の合計10aあたりに3,000円を乗じて得た額等を支援	通年	予算の範囲内	農林課 0241-54-5321	1
	耕作放棄地再生事業補助金	認定農業者等で500㎡以上の耕作放棄地等を再生し、当該耕地に再生後3年間作付けを行い生産物を出荷する者	耕作放棄地再生に係る重機等の経費及び委託料を補助(認定農業者の補助率4/5、補助上限額1,000千円)	通年	予算の範囲内	農林課 0241-54-5321	2
昭和村	担い手農業者経営強化支援事業	認定農業者 認定新規就農者 地域計画(人・農地プラン)にて中心経営体に位置付けられている方	所得向上及び地域農業の振興、農地の有効活用を図るために、販売を目的に行う農業生産に必要な農機具を導入する農業者に導入費用の一部(個人:50% 団体:75%)を補助する。	通年	取り決めなし	産業建設課 産業係 0241-57-2117	1.2.3
下郷町	地域特産作物栽培支援事業	町内で農業を営む町内在住の販売農家	アスパラガス、トマト、いんげん、にら、きゅうり、高菜、花き全般、そば、花豆、水稲を生産販売する農家に対し栽培に必要なと認められる資材代や一部品目については種苗代を補助。 補助率:1/2以内 (認定新規就農者は10/10以内) 補助上限:認定農業者30万円 その他農家15万円 認定新規就農者50万円	通年	予算の範囲内	下郷町農業再生協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1, 2, 3
	有害鳥獣被害防止対策事業	町内に住所及び耕作地を有する農業者	鳥獣害対策設置資材購入費の1/2の額を補助。 ①電気柵設置事業(上限15万円) ②防護ネット設置事業(上限10万円) ③緩衝帯整備事業(上限5万円) ④爆音機設置事業(上限5万円)	通年	予算の範囲内	下郷町鳥獣被害対策協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1
	夢ある農業担い手育成支援事業 ①新規就農者研修支援事業 ②新規就農者経営支援事業 ③新規農業経営法人化支援事業	①② ・下郷町認定農業者及び認定新規就農者 ・農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者 ③下郷町認定農業者、集落営農団体	担い手の確保と本町農業の振興を図るため、新規就農者等に補助金を交付。 ①新規就農者研修支援事業 8万/月×12ヵ月(最大) ②新規就農者経営支援事業 10万/月×36ヵ月(最大) ③新規農業経営法人化支援事業 法人登記申請時の費用の一部を助成(上限15万円)	通年	予算の範囲内	下郷町農業再生協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1
	有機堆肥活用推進事業	町内で農業を営む町内在住の販売農家	販売用作物に施用した有機堆肥の購入費用の1/2の額を補助。 ※作物毎に補助対象量の上限有	通年	予算の範囲内	下郷町農業再生協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1
	農業用機械購入支援事業	認定農業者及び認定新規就農者	地域特産作物の生産に必要な機械購入費用の1/2の額を補助。(上限50万円)	通年	予算の範囲内	下郷町農業再生協議会 (農林課農政係0241-69-1188)	1, 2, 3
只見町	重点振興作物新規栽培者支援事業	認定農業者、認定新規就農者、生産組合等	町が定める重点振興作物(トマト、アスパラガス、リンドウ、カスミノウ、スターチス、ジャクヤク)の新規栽培に係る経費(事業費)の7/10(100万円上限)を補助する。	通年	予算の範囲内	農林建設課農林係 0241-82-5230	1

南相馬市	多様な担い手育成・確保事業補助金 (新規就農者給付金事業)	認定農業者 他	市内において新たに農業を営む45歳以上65歳未満の新規自営就農者のうち、青年等就農計画の認定を受けた方に、給付金を交付します。 国の経営開始資金との併用は不可です。 ●補助額 月額4万円(最大3年間)	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	1
	多様な担い手育成・確保事業補助金 (農業用機械購入支援事業)	認定農業者 他	市内の新規自営就農者または新規雇用就農者を雇用する農業法人に対して、園芸作物や酪農、畜産の生産・流通・販売を行うために必要な機械を購入するための経費の一部を補助します。 ●補助率 3/4以内 ●補助上限額 100万円	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	3
	多様な担い手育成・確保事業補助金 (農地賃借料支援事業)	認定農業者 他	旧避難指示区域内で営農するため農地を賃借した方に対し、農地賃借料を補助します。 ●補助額 5千円/10a ●補助上限額15万円(最大5年間)	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	2
	多様な担い手育成・確保事業補助金 (移住就農者家賃支援事業)	認定農業者 他	市外から市内に移住して就農した方に対して、家賃一部を補助します。 ●補助率 旧避難指示区域内 3/4、その他区域 1/2 ●補助上限額 月額6万円(最大2年間)	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	1
	多様な担い手育成・確保事業補助金 (農業資格取得支援事業)	認定農業者 他	新規自営就農者または新規雇用就農者に対して、農業用資格を取得する費用の一部を補助します。 ●補助額 定額 準中型自動車第一種免許 8万円 中型自動車第一種免許 9万円 中型自動車第一種免許(限定解除審査) 4万円 大型自動車第一種免許 17万円 大型特殊自動車第一種免許 5万円 けん引自動車第一種免許 7万円	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	1・2
	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	認定農業者 他	市内でハウスの新規設置、規模拡大、更新、修繕をするために必要な費用を補助します。 ●補助率 1/3以内 ●補助上限額 30万円	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	3
	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	認定農業者 他	市内で園芸作物、花卉、果樹を新たに、又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費、果樹の改植に係る費用を補助します。 ●補助率 種代 2/3以内 苗代 1/2以内 果樹の改植代 4万円/10a	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	1・2
	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	認定農業者 他	市内で振興作物(ブロッコリー・ネギ・タマネギ・キュウリ)を新たに又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費を補助します。 ●補助率 種苗代 全額 緑肥種子代 3千円/10a 保険掛金のうち保険方式部分 2/3以内 (3年目以降は1/2以内)	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	1・2
	肉用牛肥育農家経営支援事業補助金	認定農業者 他	市内の肉用牛繁殖農家より肉用牛肥育素牛を落札購入した費用の一部を補助します。 ●補助率 1頭あたり購入費用1/10以内 ●補助上限額 5万円/頭	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	1・2
	販路開拓等支援事業補助金	認定農業者 他	市内で生産された農林水産物、及び農林水産物を原材料として開発・改良した商品を、販路開拓等のために商談会等に出展する場合に補助します。 ●補助率 1/2 ●補助上限額 10万円	通年	予算の範囲内	農政課振興係 0244-44-6807	5
	スマート農業技術導入促進事業	認定農業者 他	スマート農業技術(土地利用型、野菜、果樹、花き、畜産計30種類)を導入する場合に補助します。 ●補助率 1/2以内 補助上限額 100万円	通年	予算の範囲内	農政課環境整備係 0244-44-6115	1・2
	スマート農業技術導入促進事業	認定農業者 他	農業用ドローン操縦ライセンスを取得する場合に補助します。 ●補助率 1/2以内 補助上限額 10万円	通年	予算の範囲内	農政課環境整備係 0244-44-6115	1・2
	スマート農業技術導入促進事業	認定農業者 他	農業用機械の自動操舵システムを導入する場合に補助します。 ●補助率 2/3以内 補助上限額 150万円	通年	予算の範囲内	農政課環境整備係 0244-44-6115	1・2
	鳥獣被害防止施設整備事業 (電気柵等無償貸与事業)	認定農業者 他	市内のほ場で、出荷販売を目的として農作物の作付けを行う農業者へ電気柵等を無償貸与します。 ●補助内容 無償貸与期間 電気柵 5年間 ワイヤーメッシュ柵 14年間	通年	予算の範囲内	農政課環境整備係 0244-44-6115	5
有害鳥獣被害防止総合対策事業補助金 (防護柵設置事業)	認定農業者 他	所有もしくは耕作する農地、または所有する果樹もしくは花きへ防護柵を設置する費用の一部を補助します。 ●補助率 農業者 1/3以内 補助上限 5万円 農業法人等 1/2以内 補助上限30万円	通年	予算の範囲内	農政課環境整備係 0244-44-6115	5	

広野町	スマート農業導入支援事業	①認定農業者又は農業改善計画が設定される見込みの者 ②認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者 ③本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者 ④農業者が組織する本人格を持たない団体で、本町で農作業を行う者	①～④ ・農業技術の向上や生産の効率化に資する ICT機器及びロボット技術の導入に要する経費の2/3以内の額で100万円限度 ・当該経費において国等の補助を受ける場合は、国等の補助残額の2/3以内とし、上限100万	通年	予算の範囲内	産業振興課 0240-274163	3
富岡町	富岡町農業ステップアップ(規模拡大)支援事業	【支援対象者】 認定農業者または代表者が認定農業者である3戸以上で構成される営農組織 【条件】 ・町に住民登録または事業所を有する。 ・前年度の経営規模が30a以上または農産物販売価格が50万円以上 ・町税未納なし	町内で先進農業を営む認定農業者等に対し、規模拡大に必要な機械等の導入に要する経費の一部を助成。 補助率：1/2、補助上限：150万円 ※1経営体あたり1回限り	通年	予算の範囲内	産業振興課農業振興係 0240-22-9009	2
浪江町	浪江町農業担い手確保のための支援事業(農業法人参入促進支援事業)	町内で農業を営む法人で (1) 認定農業者又は認定新規就農者 (2) 交付申請日において町内で農業経営を開始して3年以内である者又は1年以内に農業経営を開始することが確実である者 (3) 交付終了後5年以上本町で農業経営を継続する者 等の要件を満たす者	ア 耕作又は養畜の事業を行うために賃借権の設定をした農地の賃借料等の額又は特定農作業受委託契約を結んだ農地の委託者へ支払う額 補助額：農地の賃借料等 補助率は2分の1以内とし、10a当たり5千円及び1経営体当たり年間25万円を限度 イ 事務所や作業場、宿舍等として使用するために賃借する土地及び建物の賃借料の額 補助額：事務所等の賃借料 月額10万円を限度。ただし、賃借料が10万円未満の場合はその金額	年度内	予算の範囲内	農林水産課農政係 0240-34-0245	1
	浪江町農業担い手確保のための支援事業(スマート農業導入支援事業)	(1)から(4)のいずれかに該当する者 (1) 認定農業者又は農業経営改善計画が認定される見込みの者 (2) 認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者 (3) 本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者 (4) 農業者が組織する法人格を持たない団体で本町で農作業を行うもの	ア 農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術の導入に要する経費 イ ICT機器及びロボット技術利用に要する経費。ただし、通信費は除く 補助額：ア、イともに補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度	年度内	予算の範囲内	農林水産課農政係 0240-34-0245	2